

# 令和元年度 労働衛生行政のあらまし

◇ メンタルヘルス対策・化学物質による健康障害防止対策・治療と仕事の両立支援を中心に ◇

## 第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局 (令元・7・24)

職業性疾病の発生件数はここ2年間増加傾向にあります。平成30年は熱中症や腰痛災害の増加が全体を押し上げました。また、平成24年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等をはじめとする化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手と内容の周知、化学物質リスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

精神障害の労災請求・支給決定件数は減少傾向になく、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の強化が重要になってます。また、近年は、仕事を続け、又は、休職治療を行う人もおり、がんのみならず、様々な障害・疾病を抱える労働者に対する治療と仕事の両立支援の充実も重要になっています。

働き方改革関連法により平成31年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化され、今後、より一層の取組が必要です。

さらに、一般定期健康診断の有所見率は依然として5割を超えて増加傾向にあり、有所見者に対する健康診断の事後措置の徹底も引き続き重要な課題です。

### 1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・2)

平成30年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は77件(前年度比 +18件)と増加し、支給決定件数は5件(前年度比 △9件)、また、精神障害等の請求件数は、156件(前年度比 +27件)、支給決定件数35件(前年度比 +5件)となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

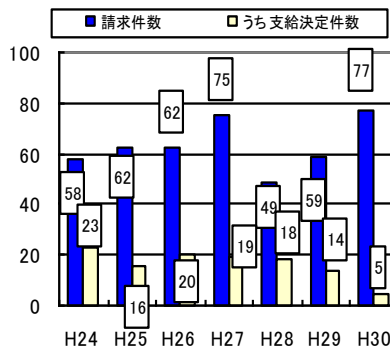
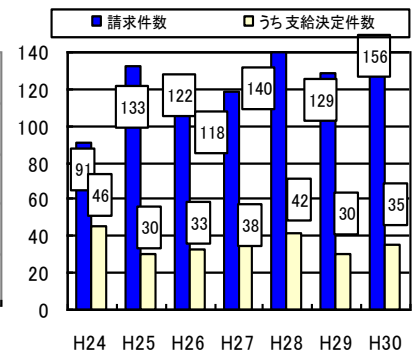


図2 精神障害の労災補償状況



### 2 職業性疾病の発生状況(図3・4)

(1) 平成30年の職業性疾病による死亡災害は、熱中症による死亡者4名で、直近8年間(平23~30)の死亡者計44名のうち、脳・心臓疾患による死亡(61%)に次ぐ23%に及んでいます。

(2) 平成30年の職業性疾病による休業4日以上の死傷者は629名、そのうち腰痛が全体の72.9%(459件)を占めています。業種別に見ると、保健衛生業(138件)、商業・金融・広告業(99件)、運輸交通業(79件)で多発しており、これら3業種で全腰痛件数の68.8%を占めています。

図3 業務上疾病発生状況

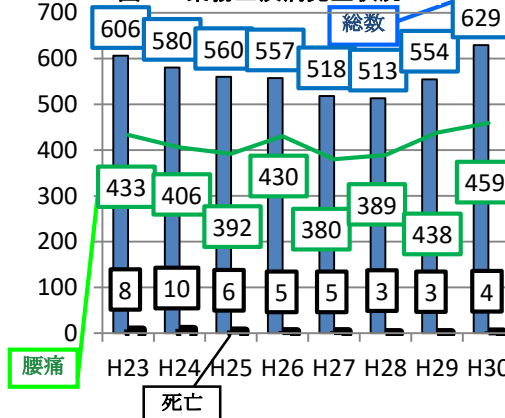
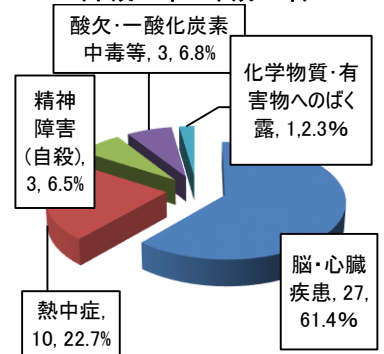


図4 業務上疾病による死亡災害(平成23年~平成30年)

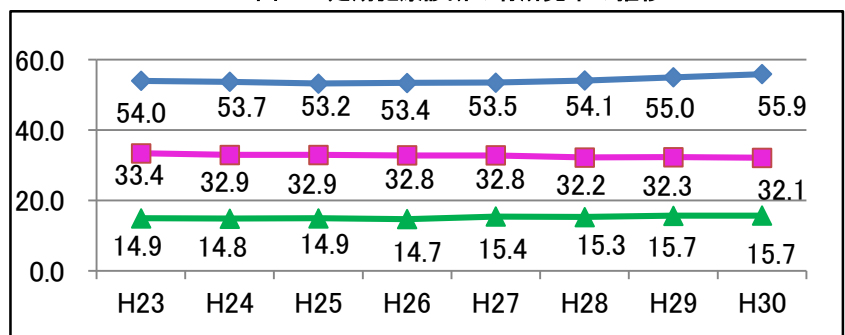


### 3 健康診断結果(図5)

一般定期健康診断の有所見率は平成23年の54.0%から2年連続して低下しましたが、平成26年53.4%、平成27年53.5%となつて以降、平成30年55.9%と5年連続して増加しています。

健診項目別では、血中脂質検査(32.1%)、血圧(15.7%)、肝機能(15.4%)などの特に生活習慣病と密接な項目について有所見率が高くなっています。

図5 定期健康診断の有所見率の推移



## 第2 令和元年度労働衛生行政の重点

- 1 ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策
- 2 化学物質における健康障害防止対策
- 3 産業医・産業保健機能の強化
- 4 事業場における治療と仕事の両立支援
- 5 受動喫煙防止対策

### 1 ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から常時50人以上の労働者を使用する事業場での実施が義務化されたストレスチェック制度の円滑な運用を一層促進していきます。また、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、精神障害の労災支給決定が行われた事業場やその本社等に対し、メンタルヘルス対策をはじめとする総合的な労働衛生管理対策の確立に向けた指導を強めていきます。

- (1) ストレスチェックを実施していない事業場や結果等報告未提出の事業場に対する指導を強化します。
- (2) ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター（後記第5参照）の活用を、また、労働者数50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」（厚生労働省委託事業）の活用について周知を図ります。
- (3) 「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組について、助言・指導を行います。

### 2 化学物質による健康障害防止対策

改正労働安全衛生法（平28・6・1～）によって、安全データシート（SDS）の交付義務対象に関する危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント：RA）の実施が義務化されました。平成30年7月1日から673物質となり、今後とも対象物質の追加される可能性があります。

- (1) 化学物質の製造・取扱事業場に対し、法令に基づく措置の徹底を図るとともに、化学物質の表示・文書交付制度（SDS）の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を踏まえたRAの実施の促進を図ります。
- (2) がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。
- (3) 芳香族アミンのオルト-トルイジン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）、三酸化ニアンチモン等、新たな危険・有害性が認められた化学物質の管理強化、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質に関する化学防護保護具等の使用徹底など、法令等の改正の十分な周知と指導の徹底を図ります。

### 3 産業医・産業保健機能の強化

過労死等防止対策推進法（平26・11・1～）、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、9月の職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間（準備月間や10月の本週間）、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、健康診断結果を踏まえた事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。また、小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター（後記第5参照）の利用勧奨を図ります。

### 4 事業場における治療と仕事の両立支援対策

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を図るとともに、ハローワークや自治体など、関係機関・団体の連携を一層進め、神奈川産業保健総合支援センターほか関係機関・団体による支援の仕組みの活用を促進します。

### 5 受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について、事業者に対して周知を図るとともに、「受動喫煙防止対策助成金制度」（受動喫煙防止のため喫煙室等を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。）の周知と活用を勧奨します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局（健康課）へ提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続の周知を図ります。

## 6 その他職業性疾病防止対策

- (1) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に、熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあることから、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」期間（令和元年5月～9月。準備期間：4月・重点取組期間：7月）に、早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、労働者の健康管理等の徹底を推進します。  
また、新たに制定されたJIS規格による電子式WBGT指数（暑さ指数）計の普及促進を図りながら、WBGT値の活用による作業環境管理対策を促進していきます。
- (2) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に、「腰痛予防対策指針」（平成25年6月改正）に基づき、業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導を進めます。
- (3) 石綿による健康障害防止対策については、平成30年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」、さらに、同指針に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（平成30年3月改訂）周知徹底を図ります。地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生砕石等への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。
- (4) 粉じん障害防止対策では、平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、呼吸用保護具の適正な使用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。
- (5) 快適職場づくり対策では、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり（THP）の一層の促進を図ります。

## 第3 直近に施行された労働衛生関係法令等の改正等について

- 1 働き方改革関連法により労働安全衛生法が改正され、平成31年4月1日から、「産業医・産業保健機能」と、「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。
- 2 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部変更（平30・8・22施行）  
心理的な負担の程度を把握するための検査実施者に、公認心理師及び歯科医師が追加されました。
- 3 心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施者の追加（平30・8・9施行）  
労働安全衛生規則の一部が改正され、ストレスチェックの実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師が追加されました。
- 4 石綿分析試料に関連する行為の追加（平30・6・1施行）  
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部が改正されました。
- 5 防じんマスクの規格の一部の改正（平30・5・1施行）  
吸気補助具付き防じんマスクの性能確保のために必要な規定の等整備されました。
- 6 外国において作業主任者免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、作業主任者免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者の追加（平30・2・9施行）  
高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令並びに高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規定及び高気圧作業安全衛生規則第8条第2項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示。

## 第4 神奈川県労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

### 1 計画の期間

2018年4月～2023年3月までの5年間

### 2 計画の全体目標

- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)
- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)
- 業種別:建設業、製造業:死傷者数を10%以上減少・死亡者数を5人以下
  - :陸上貨物運送事業、小売業、飲食店:死傷者数を5%以上減少
  - :社会福祉施設:死傷年千人率で5%以上減少

### 3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

#### (1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合:78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017)とする。

#### (2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況:438人)

【目標】腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

#### (3) 熱中症対策(前5か年の死亡者数:4人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。



## 第5 お知らせ

### ○ 神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょう。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業が平成26年4月1日からスタートしました。産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家の派遣を含む産業保健関係の専門的な研修や専門的な相談への対応、職場訪問による専門的なアドバイス、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の具体化に向けた助言・指導など、産業保健分野の総合的な支援事業を行っています。神奈川県の拠点:神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)と県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

### ○ 平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

### ○ 神奈川県労働局HPを御活用ください。

神奈川県労働局HPには、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。

- \* 労働安全衛生法等に基づく各種健康診断一覧表や実施機関・団体一覧表  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/kenkikan.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kenkikan.html)
- \* ストレスチェック制度(実施機関・団体一覧表を含む。)  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120394.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120394.html)
- \* メンタルヘルス対策―「心の健康づくり計画」策定例  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/kokoro\\_keikaku\\_sakuteirei.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kokoro_keikaku_sakuteirei.html)
- \* 各種健康診断関係統計資料(各年度・「労働衛生行政のあらまし」を含む。)  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/eisei\\_aramasi.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/eisei_aramasi.html)  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/kensin.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kensin.html)
- \* 健康管理手帳制度  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/tetsuzuki/kenkoukanritecyo.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/kenkoukanritecyo.html)
- \* じん肺管理区分決定申請制度及び様式  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html)
- \* 受動喫煙防止対策助成金制度  
[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/judokituen.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/judokituen.html)